

令和 4 年度

市原市一般廃棄物処理実施計画

(令和 4 年 7 月 1 日変更)

市原市環境部

目 次

I ごみ処理編	3
1 ごみ処理の基本的事項	3
2 ごみの発生量及び処理量の見込み（法第6条第2項第1号）	3
(1) 発生量の見込み	3
(2) 処理量の見込み	4
3 ごみの排出の抑制のための方策に関する事項（法第6条第2項第2号）	5
(1) 市民の取組	5
(2) 事業者の取組	5
(3) 市の取組	6
4 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分（法第6条第2項第3号）	7
5 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項（法第6条第2項第4号）	7
(1) 家庭系ごみ	7
(2) 事業系ごみ	8
(3) 産業廃棄物	8
(4) 排出禁止物	8
(5) 収集運搬計画	10
(6) 収集運搬事業者	11
(7) 中間処理計画・最終処分計画	11
6 ごみの処理施設の整備に関する事項（法第6条第2項第5号）	12
(1) 焼却施設	12
(2) 粗大ごみ処理施設	13
(3) その他	14
(4) 最終処分場	14
(5) 処分業許可業者一覧	15
7 その他必要な事項	16
(1) 一般廃棄物処理業許可方針	16
(2) 一般廃棄物処理業の許可申請に関する手続き	16
(3) 不法投棄の防止対策	16
II 生活排水処理編	17
1 生活排水処理の基本的事項	17
(1) 合併処理浄化槽での処理を推進する区域及び人口	17
(2) 公共下水道での処理を推進する区域及び人口	17
(3) 農業集落排水事業処理施設での処理を推進する区域及び人口	17
(4) 処理形態別人口	17
2 し尿・浄化槽汚泥処理実施計画	17
(1) し尿・浄化槽汚泥の発生量及び処理量の見込み	17
(2) 収集運搬計画	17
(3) 中間処理計画・最終処分計画	19
3 その他必要な事項	20
(1) 生活排水処理対策及び広報・啓発活動	20

（2）一般廃棄物処理業（し尿・浄化槽汚泥）及び浄化槽清掃業許可方針	20
別表－1	22
別表－2	24
別表－3	25
別表－4	26

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により令和 4 年度一般廃棄物処理実施計画（以下「実施計画」という。）を定める。

実施計画は、一般廃棄物の排出の状況、処理主体、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画等を明確にし、令和 4 年度については、これらに基づき、収集、運搬及び処分を行うこととする。

I ごみ処理編

1 ごみ処理の基本的事項

人口 : 272,574 人（令和 3 年 10 月 1 日現在）
計画区域 : 368.17 k m²（市原市全域）
計画期間 : 令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

2 ごみの発生量及び処理量の見込み（法第 6 条第 2 項第 1 号）

（1）発生量の見込み

（単位：t）

	区分			年間発生量		
					家庭系	事業系
1	燃やすごみ			75,100	55,153	19,947
2	燃やさないごみ			3,940	3,860	80
3		スプレー缶				
4		ライター				
5		灰・ガレキ				
6		有害ごみ	乾電池			
7			蛍光管			
8	粗大ごみ			2,891	2,633	258
9	資源物	古紙	雑誌	8,651	1,503	
10			雑がみ			
11			段ボール		2,166	
12			紙パック		17	
13			新聞紙		794	
14		缶			1,383	
15		びん			1,533	
16		布類			520	
17		ペットボトル			735	
合 計				90,582	70,297	20,285

(2) 処理量の見込み

ア 焼却処理（福増クリーンセンター）

（単位：t）

搬入	79,092	燃やすごみ	75,100
		破碎後可燃物	3,992
搬出	9,339	焼却灰（資源化）	5,766
		焼却灰（埋立）	3,352
		焼却後資源（焼き缶）	221

イ 破碎処理（福増クリーンセンター）

（単位：t）

搬入	9,385	燃やさないごみ	3,578
		粗大ごみ	2,891
		資源物（缶・びん）	2,916
搬出	9,385	破碎後可燃物	3,992
		破碎後埋立物	2,194
		破碎不適物	180
		有価物	2,979
		特定家庭用機器	12
		小型家電	16
		その他（乾電池、蛍光管、再利用可能な小型家具等）	12

ウ 埋立処理（平蔵一般廃棄物最終処分場）

（単位：t）

搬入	6,088	燃やさないごみ	362
		破碎後埋立物	2,194
		破碎不適物	180
		焼却灰	3,352

エ 資源化（福増クリーンセンター）

（単位：t）

直接資源化	5,735	資源物（古紙・布類・ペットボトル）	5,735
処理後資源化	8,966	有価物（破碎・資源ライン等から）	2,979
		焼却灰	5,766
		焼き缶	221
一時保管	40	特定家庭用機器	12
		小型家電	16
		その他（乾電池、蛍光管、再利用可能な小型家具等）	12

資源化の方法

資源化	焼却灰		処理業者へ委託
	缶		売却
	びん（カレット）		公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡し
	びん（生きびん）		売却
	古紙、布類		売却
	その他有価物		売却
	ペットボトル		公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡し、売却
	特定家庭用機器		指定引取場所へ引き渡し
	小型家電		認定事業者へ引き渡し
	その他	乾電池、蛍光管	処理業者へ委託
		再使用可能な小型家具等	市民への提供等

3 ごみの排出の抑制のための方策に関する事項（法第6条第2項第2号）

市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じて、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制することとし、以下の取り組みを実施する。

次に、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底していく。

(1) 市民の取組

ア ごみ減量型ライフスタイルの実践

- マイバッグの利用、適量購入
- 生ごみの水切り、生ごみ処理機等の活用
- フリーマーケット、リサイクルショップ等の活用

イ 資源物の適正排出

- 雑がみなどの資源の分別の徹底
- 地域の集団回収の活用

(2) 事業者の取組

ア ごみ減量化の推進

- 商品パッケージの簡素化
- 適量販売の推進

イ 再資源化の推進

- 自主回収の推進（新聞、食品トレイ、びん、缶、紙パック、ペットボトル等）
- 雑がみなどの資源の分別の徹底

(3) 市の取組

ア 環境学習の推進及び情報の共有化

- 広報いちはら、町会回覧、市ウェブサイト等を通じた啓発活動及び情報提供
- 各種イベントや出前講座等による環境学習の展開

イ ごみ減量化の促進

- 生ごみ肥料化容器及び処理機の普及促進
- ごみ処理手数料の適正化（家庭ごみの有料化の検討）
- レジエコサポーターの拡大やマイバッグ運動によるレジ袋の削減の推進
- 食品ロス削減の推進、生ごみの水切りの励行
- エコショップ制度の活用やいちはら愛キャップ事業の推進による事業者との連携
- 多量排出事業者への指導
- 未契約事業者への啓発
- 事業系ごみの分別徹底

ウ 再使用の推進

- リユース推進事業の展開

エ 再資源化の推進

- 資源回収推進事業の拡充
- 各種リサイクル法等に基づく再資源化の促進
- 分別品目の拡大の検討

4 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分（法第6条第2項第3号）

	区分		主な種類	
1	燃やすごみ		厨芥類、紙くず、プラスチック類、ゴム・革類 など	
2	燃やさないごみ		ガラス類、陶磁器類、資源物以外の金属類 など	
3		スプレー缶	スプレー缶	
4		ライター	使い捨てライター	
5		灰・ガレキ	灰、ガレキ	
6		有害ごみ	乾電池	
7			蛍光管	
8	粗大ごみ		概ね、縦・横・奥行の合計が 150cm 以上のもの 家具、布団、自転車 など 特殊な処理の必要なもの 除湿機（フロン類が含まれている物） など	
9	資源物	古紙	雑誌	週刊誌、単行本、書籍 など
10			段ボール	段ボール
11			紙パック	飲料用紙パック
12			新聞紙	新聞紙、折り込み広告
13			雑がみ	上記 9～12 以外の再資源化できる紙類
14		缶	飲食用アルミ缶、スチール缶	
15		びん	飲食用びん類	
16		布類	衣類、毛布、カーテン、ぬいぐるみ など	
17		ペットボトル	容器包装リサイクル法で定めるペットボトル	

5 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項（法第6条第2項第4号）

(1) 家庭系ごみ

家庭系ごみについては、市民自らが分別して、別表－1に定める収集曜日の朝8時までに、定められた場所（原則として、それを利用する市民が協議の上、位置を定め、その場所を市に申請し、市が収集可能であると確認した場所（以下「ごみステーション」という。）とする。）へ排出し、市が計画収集（市域全域）を行う。

なお、ペットボトルについては、公共施設や一部のスーパー等において、市による拠点回収（別表－2）も行う。

また、排出者自身による市の指定する施設への直接搬入もできる。

分別方法や収集日程などの詳細については、別途リーフレット「家庭系ごみと資源物の分け方・出し方」「家庭ごみ収集カレンダー」及び市ウェブサイトにて公表する。

【分別方法について】

(<https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=60237e9cece4651c88c19136>)

【家庭ごみ収集カレンダーについて】

(<https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=6061923d4b2a9f2ffb676989>)

【一時多量ごみ】

引越し等により、一時的に多量に排出されるごみは、排出者自ら処理施設へ搬入するか、許可業者に収集運搬を依頼する。

(2) 事業系ごみ

事業系ごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。排出者は、ごみの減量化・再資源化・分別の徹底に努め、自ら処理できない場合については、以下の方法により処理するものとする。

- 排出者自ら市の指定する施設へ直接搬入する。
 - 許可業者との契約により収集、運搬及び処理を委託する。
- なお、事業系資源物の市処理施設での受け入れは行わない。

(3) 産業廃棄物

原則として、市処理施設での受け入れは行わない。

(4) 排出禁止物

市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例第 19 条に規定する排出禁止物は、以下のとおりとする。

ア 特定家庭用機器

特定家庭用機器再商品化法に規定されている特定家庭用機器である冷蔵庫（冷凍庫を含む）、テレビ、エアコン、洗濯機（衣類乾燥機を含む）については、小売業者又は許可業者に収集運搬を依頼し、製造業者等に引き渡す。なお、小売業者の引取義務（同法第 9 条）のないものについては、市も収集運搬を行う。

イ 家庭用パソコン

パソコンメーカーの引取窓口へ引き渡す。回収するメーカーがないパソコンは、一般社団法人パソコン 3 R 推進協会に回収を依頼する。

ウ 小型充電式電池

一般社団法人 J B R C のリサイクル協力店に設置してある回収 BOX へ排出する。

エ 自動車

販売店などの引取業者に引き渡す。

オ 自動二輪車及び原動機付き自転車

公益財団法人自動車リサイクル促進センターの指定引取場所等へ引き渡す。

カ 消火器

一般社団法人日本消火器工業会が、収集運搬等を委託した消火器の販売代理店等に引き渡す。

キ 携帯電話・PHS

一般社団法人電気通信事業者協会が立ち上げたモバイル・リサイクル・ネットワーク参加事業者の指定する販売店に引き渡す。

ク 有毒物・危険物

薬品類、農薬、石綿、揮発性（ガソリン、シンナー等）ガスボンベ、火薬、バッテリーなどは、専門の処理業者に依頼する。

ケ その他のもの

耐火金庫、ピアノ、木の幹、神棚、仏壇、在宅医療廃棄物（注射針等鋭利なもの）、土、砂、石などは、専門の処理業者に依頼する。

(5) 収集運搬計画

区分		排出場所	排出方法	収集形態及び収集量				
				直営	委託	許可	直接搬入	計
家庭系	燃やすごみ	ごみステーション	指定袋	-	54,601	-	552	55,153
	燃やさないごみ		指定袋	2,937	-		923	3,860
	雑誌		紐で束ねる。	-	1,503		-	8,651
	雑がみ		紙袋又は紐で束ねる。					
	段ボール		紐で束ねる。		2,166			
	紙パック		紐で束ねる。		17			
	新聞紙		紐で束ねる。		794			
	缶		ごみステーションに備え付けの専用袋		1,383			
	びん		ごみステーションに備え付けの専用袋		1,533			
	布類		紐で束ねる。		520			
	ペットボトル	拠点回収、ごみステーション	ラベルを剥がし、つぶす。ごみステーションに備え付けの専用ネット	23	712			
	粗大ごみ	戸別収集	電話申込	286	-	-	2,347	2,633
事業系	燃やすごみ	許可業者との契約又は直接搬入。 燃やすごみ、燃やさないごみは、指定袋		-	-	19,613	334	19,947
	燃やさないごみ					69	11	80
	粗大ごみ					153	105	258
	資源物	再生利用業者へ持ち込み等		-	-	-	-	-

(6) 収集運搬事業者

市原市から発生するごみは、下記の事業者により収集・運搬を行う。(令和4年4月現在)

収集 主体	廃棄物の種類		事業者名	所在地
直営	家庭系	燃やすごみ 燃やさないごみ 粗大ごみ 資源物(ペットボトル)	市原市 (福増クリーンセンター)	福増 124-2
委託		燃やすごみ	タカハシ興産株式会社	能満 2086-78
			市原不燃物処理株式会社	青柳北 2-7-15
			有限会社三和起業	海士有木 1770
			丸八建設運輸株式会社	飯沼 107
	資源物	市原市一般廃棄物処理業協業組合	今富 156-2	
許可	事業系	タカハシ興産株式会社	能満 2086-78	
		市原不燃物処理株式会社	青柳北 2-7-15	
		環境美装株式会社	西国吉 1562-2	
		千種興産株式会社	千種海岸 7-3	
		みどり産業株式会社	五井 9093-3	
		有限会社三和起業	馬立 1171	
		鎌滝運送有限会社	平蔵 2605	
		有限会社京葉クリーンテック	迎田 13-4	
		丸八建設運輸株式会社	飯沼 107	
		株式会社市原環境サービス	上高根 1172-3	
		杉田建材株式会社	万田野 26	
		三鬼産業株式会社	姉崎 775-1	
		石井興業有限会社	池和田 621	
		株式会社芙蓉社	五井 215-24	
		一宮運輸株式会社	愛媛県新居浜市西原町 2-4-36	
		ジャパńクリーンテック株式会社	惣社 1-1-22	
		有限会社伊藤畳店	佐是 767	
		株式会社エイトス	五井 8880-1	

(7) 中間処理計画・最終処分計画

- ア 中間処理計画・最終処分計画は2ごみの発生量及び処理量の見込み(2)処理量の見込みによる。
- イ 他市町村からの受入れについては、市処理施設では原則行わないものとし、民間事業者の受入れについては、処理能力の範囲内で行うことを認めるものとする。
- ウ 災害廃棄物については、「市原市災害廃棄物処理計画」に基づき、処理するものとする。

6 ごみの処理施設の整備に関する事項（法第6条第2項第5号）

市原市から発生するごみは、下記一般廃棄物処理施設にて処理するものとする。

（1）焼却施設

		福増クリーンセンター第一工場		福増クリーンセンター第二工場	
所在地		市原市福増 124-2		市原市福増 124-2	
着工・竣工		(着工)	昭和 56 年 11 月	(着工)	平成 3 年 12 月
及び		(竣工)	昭和 59 年 6 月	(竣工)	平成 6 年 10 月
稼働年月		(稼働)	昭和 59 年 6 月	(稼働)	平成 6 年 10 月
建屋面積		(建築) 2,890 m ²	(延床) 5,289 m ²	(建築) 2,594 m ²	(延床) 7,074 m ²
施工業者		日本鋼管株式会社		株式会社荏原製作所	
処理方式		全連続燃焼式（ストーカ炉）		全連続燃焼式（流動床炉）	
処理能力		300 t / 日（100 t / 日 × 3 炉）		220 t / 日（110 t / 日 × 2 炉）	
設備概要	受入供給設備	トラックスケール	3 基（第一・第二工場	ダンピングボックス	1 基
			の共用）		
		ごみクレーン	2 基	ごみクレーン	2 基
		ごみピット	3,400 m ³	ごみピット	3,300 m ³
	燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ	3 基	廃熱ボイラ	2 基
	排ガス処理設備	減温装置	3 基	減温装置	2 基
		集じん装置	3 基	集じん装置	2 基
		（バグフィルタ）		（バグフィルタ）	
		有害ガス除去装置	1 式	有害ガス除去装置	1 式
	通風設備	押込送風機	3 基	一次・二次押込送風機	各 2 基
		空気予熱器	3 基	空気予熱器	2 基
		誘引送風機	3 基	誘引通風機	2 基
	排水処理設備	場内循環再利用システム		場内循環再利用システム	
	発電設備	—		タービン発電機	1 基（出力 2,500 k W）
事業費（千円）		5,364,000		10,403,000	
財源内訳	国庫補助金	2,075,467		1,776,500	
	県費補助金	72,461		104,129	
	負担金	495,274		0	
	市債	2,184,100		8,082,600	
	一般財源	536,698		439,771	

※ 第一工場：平成 7～8 年度に基幹改良工事を実施（事業費 3,296,000 千円）

平成 18～21 年度に延命化対策工事を実施（事業費 3,780,000 千円）

※ 第二工場：平成 12 年度にダイオキシン類対策工事を実施（事業費 164,850 千円）

平成 26～28 年度に基幹改良工事を実施（事業費 5,432,400 千円）

(2) 粗大ごみ処理施設

			福増クリーンセンター第一粗大ごみ処理施設			福増クリーンセンター第二粗大ごみ処理施設		
所在地			市 原 市 福 増 1 2 4 - 2			市 原 市 福 増 1 2 4 - 2		
着 工 ・ 竣 工 及 稼 働 年 月			(着工)	昭和 60 年	7 月	(着工)	平成 6 年	9 月
			(竣工)	昭和 61 年	3 月	(竣工)	平成 8 年	3 月
			(稼働)	昭和 61 年	4 月	(稼働)	平成 8 年	4 月
建 屋 面 積			(建築) 1,049 ㎡		(延床) 1,227 ㎡	(建築) 1,636 ㎡		(延床) 2,902 ㎡
施 工 業 者			富士電機総設株式会社			三菱重工業株式会社		
処 理 能 力			回転式破砕機		55t／5h	粗大ライン		65t／5h
			切断機		5t／5h	回転式破砕機		60t／5h
						切断機		5t／5h
						資源ライン		48t／5h
						缶機械選別設備		18t／5h
						ビン手選別設備		30t／5h
			計		60t／5h	計		113t／5h
設 備 概 要	受 入 供 給 設 備	ごみ貯留ピット		350 ㎡	ごみ貯留ピット		608 ㎡	
		ごみクレーン		1 基	ごみクレーン		1 基	
					ダンピングボックス		1 基	
	選 別 設 備	磁 選 機		1 基	磁 選 機		2 基	
		ア ル ミ 選 別 機		1 基	ア ル ミ 選 別 機		2 基	
		慣 性 選 別 機		1 基	不燃・可燃物選別装置		1 基	
		篩 選 別 機		1 基	カレット手選別コンベヤ		1 基	
					リターナブルビン手選別コンベヤ		1 基	
	破 碎 圧 縮 設 備		—			粗 破 碎 機		1 基
	再 生 設 備		—			金 属 圧 縮 機 (鉄・アルミ)		2 基
	集 じ ん 設 備	サ イ ク ロ ン		1 基		サ イ ク ロ ン		1 基
バ グ フ ィ ル タ		1 基		バ グ フ ィ ル タ		1 基		
排 水 処 理 設 備		焼却施設の場合内循環再利用システムにより処理						
事 業 費		(千円)	606,720			3,099,270		
財 源 内 訳	国 庫 補 助 金		300,296			1,192,225		
	県 費 補 助 金		7,507			71,533		
	負 担 金		46,033			0		
	起 債		202,200			1,594,500		
	一 般 財 源		50,684			241,012		
※		第二粗大ごみ処理施設の切断機は第二工場（焼却施設）に設置						

(3) その他

	能 満 保 管 庫
所 在 地	市 原 市 能 満 2 0 8 6 - 1
着 工 ・ 竣 工 及 稼 働 年 月	(着工) 平成 22 年 10 月 (竣工) 平成 23 年 3 月 (稼働) 平成 23 年 4 月
延 床 面 積	99.77 m ²

(4) 最終処分場

		市原市平蔵一般廃棄物最終処分場（B2 地区）			
所在地		市 原 市 平 蔵 1 6 0 3			
着 工 ・ 竣 工 及 稼 働 年 月		（着工）		平成 5 年	6 月
		（竣工）		平成 6 年	12 月
		（稼働）		平成 7 年	2 月
埋 立 容 量		336,000 m³			
埋 立 面 積		31,500 m²			
埋 立 方 式		準好気性衛生埋立			
施 工 業 者		土 木 工 事	鹿島建設株式会社		
		浸出水処理施設	ユニチカ株式会社		
設 備 概 要	土 木 工 事	擁壁、えん堤	土堰堤（堤高 15m、堤長高 70m）		
		遮 水 工	底 部 … 合成ゴムシート＋不織布 10mm（底部）4mm （上部） 斜面部 … 合成ゴムシート＋不織布		
		雨水集排水設備	U 字溝（300～360、L=1,092m）		
		汚水集水設備	有孔ヒューム管（φ150～1,000、L=3,790m）		
		沈 砂 池	744 m³		
		防 火 設 備	防火水槽（40 m³）		
		飛散防止設備	ネットフェンス（H=1.8m、L=811m）		
	浸 水 処 理 施 設	処 理 方 式	生物脱窒処理、物理化学処理併用方式、高度処理		
		処 理 能 力	平均処理量 56 m³／日（最大処理量 265 m³／日）		
		処 理 水 質	BOD 10ppm 以下 T-N 10ppm 以下	COD 10ppm 以下 SS 10ppm 以下	
事 業 費（千円）		1,590,320			
財 源 内 訳	国 庫 補 助 金	534,117			
	県 費 補 助 金	32,046			
	負 担 金	0			
	起 債	925,700			
	一 般 財 源	98,457			

(5) 処分業許可業者一覧

(令和4年4月1日現在)

業者名	所在地	取扱廃棄物 処理方式 処理能力
	施設所在地	
市原市資源回収協同組合	市原市五井 9123	取扱廃棄物：ペットボトル
	同上	処理方式：圧縮・減容・梱包 処理能力：2.4t/日
リバー株式会社	千代田区大手町 1-7-2-15 階	取扱廃棄物：廃家電・粗大ごみ・不燃ごみ（金属くず・廃プラスチック類）
	市原市八幡海岸通 7-3	処理方式：破碎 処理能力：2,269.17 t / 日
有限会社伊藤畳店	市原市佐是 767	取扱廃棄物：畳
	市原市佐是 222-3	処理方式：切断・破碎 処理能力：1.5t/日
杉田建材株式会社	市原市万田野 26	取扱廃棄物：木くず・貝殻・紙くず・食品ごみ・刈草
	市原市万田野 481-2	処理方式：焼却・破碎・発酵
	市原市万田野 750-6	処理能力：焼却 90.4t/日・破碎 67.7t/日ほか
石井興業有限公司	市原市池和田 621	取扱廃棄物：木くず・刈草・竹・古畳
	市原市不入 696-2	処理方式：破碎・チップ化 処理能力：360t/日
株式会社市原ニューエナジー	市原市万田野 733	取扱廃棄物：可燃ごみ
	同上	処理方式：焼却 処理能力：94.92t/日
株式会社芙蓉社	市原市五井 215-24	取扱廃棄物：感染性一般廃棄物（衣類・産廃物・切断四肢等）
	市原市大桶 696	処理方式：焼却 処理能力：25 kg/時
みどり産業株式会社	市原市五井 9093-3	取扱廃棄物：びん、缶、ペットボトル、廃プラスチック類、古紙類、木くず、布類
	市原市八幡海岸通 2388-32	処理方式：選別・破碎・圧縮 処理能力：127.1t/日
有限会社プレスト	いすみ市弥正 434	取扱廃棄物：剪定枝・刈草
	市原市勝間 659-4	処理方式：破碎・堆肥化 処理能力：4.56t/日

7 その他必要な事項

(1) 一般廃棄物処理業許可方針

ア 収集運搬業の新規許可

新規の収集運搬業は許可しない。ただし、市による収集又は運搬が困難であり、次の(ア)若しくは(イ)に該当する場合、又は(ウ)に該当する場合は、この限りでない。

(ア)各種リサイクル法若しくは千葉県エコタウンプランに基づく再生利用事業（以下「再生利用事業」という。）と併せて収集運搬を行う場合、又は廃棄物を再使用、再生利用若しくは熱回収により循環的な利用を行う処分業（以下「処分業」という。）と併せて収集運搬を行う場合。

※各種リサイクル法とは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」「特定家庭用機器再商品化法」及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」をいう。

(イ)他市町村長からの依頼により、他市町村の一般廃棄物を再生利用事業または処分業の施設で処理する必要がある場合。

(ウ)災害等に起因するものであり、市長が必要と認める場合。

イ 収集運搬許可車両の増車等

新規の増車等は許可しない。ただし、次の(ア)若しくは(イ)に該当する場合はこの限りでない。

(ア)市の処理施設へのごみの搬入実績等（車両の稼働率等）から、現有車両では適正処理が困難であると認められるとき

(イ)関係法令に対応するため、必要不可欠であるとき

ウ 処分業の新規許可

新規の処分業は許可しない。ただし、市による処分が困難であり、再使用、再生利用又は熱回収により循環的な利用を行う場合はこの限りでない。

(2) 一般廃棄物処理業の許可申請に関する手続き

一般廃棄物処理業について許可を申請する場合には、許可方針に適合しているか事前に協議するものとする。

(3) 不法投棄の防止対策

ア 不法投棄専任監視員の配置

イ 不法投棄監視（I D A S）委員制度の導入

ウ 不法投棄監視業務委託

エ 不法投棄・粗大ゴミ回収業務委託

オ ストップコールの開設

カ 監視カメラの設置

キ 定期監視パトロールの実施

II 生活排水処理編

1 生活排水処理の基本的事項

(1) 合併処理浄化槽での処理を推進する区域及び人口

- ア 区域……………市原市污水处理整備構想に定める公共下水道事業区域、農業集落排水事業区域を除く区域
ただし、当分の間整備の見込まれない下水道区域内特別指定区域を含む。
(別表3、別図1)

イ 面積…………… 332.87 km²
ウ 人口…………… 93,778人

(2) 公共下水道での処理を推進する区域及び人口

- ア 区域……………公共下水道事業計画区域
ただし、当分の間整備の見込まれない下水道区域内特別指定区域を除く。
(別表3、別図1)

イ 面積…………… 34.93 km²
ウ 人口…………… 177,426人

(3) 農業集落排水事業処理施設での処理を推進する区域及び人口

- ア 区域……………月崎の一部、朝生原の一部(別図1)
イ 面積…………… 0.37 km²
ウ 人口…………… 1,370人

(4) 処理形態別人口

- ア し尿くみ取り人口…………… 5,232人
イ 浄化槽人口…………… 95,701人
ウ 下水道等接続人口…………… 171,058人
エ 農業集落排水処理施設接続人口…………… 583人

2 し尿・浄化槽汚泥処理実施計画

(1) し尿・浄化槽汚泥の発生量及び処理量の見込み

- ア し尿…………… 8,047 k l / 年
イ 浄化槽汚泥…………… 56,756 k l / 年

(2) 収集運搬計画

- ア 収集区域の範囲……………市内全域
イ 収集回数
(ア) し尿……………定額制世帯は、原則として月1回
従量制世帯は、申し込みにより随時

(イ) 浄化槽汚泥……………浄化槽法第 10 条による回数

ウ 収集方法

(ア) し尿……………下記一般廃棄物（し尿）収集運搬業許可業者毎の地区割設定

(別表 4) による戸別収集

業者名	所在地	電話番号
市原企業株式会社	市原市青柳 2-1-23	0436(21)8100
有限会社市原事業	市原市八幡北町 1-7-6	0436(41)0518
株式会社市原防疫	市原市姉崎 854	0436(62)0011
大金興業株式会社	千葉市緑区誉田町 3-78	043(291)0161
有限会社市原中央商事	市原市市原 411-3	0436(42)3451
株式会社ナンソーテック	市原市皆吉 854	0436(92)1201

(イ) 浄化槽汚泥……………下記一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業許可業者による戸別収集

業者名	所在地	電話番号
市原企業株式会社	市原市青柳 2-1-23	0436(21)8100
有限会社市原事業	市原市八幡北町 1-7-6	0436(41)0518
株式会社市原防疫	市原市姉崎 854	0436(62)0011
大金興業株式会社	千葉市緑区誉田町 3-78	043(291)0161
有限会社市原中央商事	市原市市原 411-3	0436(42)3451
株式会社ナンソーテック	市原市皆吉 854	0436(92)1201
有限会社第一京葉興業	市原市五井東 2-3-10	0436(22)6611
丸徳環境株式会社	千葉市稲毛区宮野木町 441-12	043(250)2847
株式会社五十嵐商会	東京都練馬区三原台 2-1-27	03(3922)7547
南総環境株式会社	市原市馬立 70	0436(95)2747

※ ただし、株式会社五十嵐商会については、東レ株式会社千葉工場及びダウ・東レ株式会社千葉工場のみの収集とする。（限定許可）

(ウ) 農業集落排水処理施設における汚泥

市が委託する市原市環境清掃協同組合による収集運搬

(3) 中間処理計画・最終処分計画

ア 施設の概要

- (ア) 施設名……………市原市臨海衛生工場
- (イ) 所在地……………市原市五井南海岸 5 1 番地
- (ウ) 処理方式……………し尿 標準脱窒素処理方式＋凝集沈殿分離方式
浄化槽汚泥 前ばっ気方式＋固液分離処理方式
- (エ) 処理能力……………し尿（6 5 k l /日）
浄化槽汚泥（2 3 0 k l /日）

イ 搬入量

- (ア) し尿…………… 8, 0 4 7 k l /年
- (イ) 浄化槽汚泥…………… 5 6, 7 5 6 k l /年

ウ 残渣の量及び処理方法

- (ア) 残渣の量…………… 2, 2 8 8 t /年
- (イ) 処理方法
 - a 脱水汚泥…………… 2, 1 5 9 t /年
処理方法……………民間の再資源化施設へ処理委託（堆肥化等）
 - b し渣…………… 1 2 9 t /年
処理方法……………市原市福増クリーンセンターで焼却処理

3 その他必要な事項

(1) 生活排水処理対策及び広報・啓発活動

ア 生活排水による河川、水路等の公共用水域における水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置を促進するために合併処理浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(ア) 合併処理浄化槽の設置補助

- ・合併処理浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
- ・単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する者には、設置費用の補助のほか、上乗せ補助を実施する。ただし、住宅の新築又は増改築を伴う転換はこの限りではない。

(イ) 水道水源地域（高滝ダム流入地域）

設置費用の補助について、一般地域より上乗せする。

(ウ) 市街化区域内で下水道が整備されない地域（市街化区域内特別指定地域）

市街化区域内で市原市污水处理構想に基づき下水道が整備されない地域の設置費用の補助について、一般地域より上乗せする。

(エ) 下水道が当分の間整備の見込まれない地域（下水道区域内特別指定地域）

当該区域においても合併処理浄化槽設置補助を実施する。

(オ) N10型又はP型合併処理浄化槽

従来型より高度な窒素及び磷の処理が可能な機種（放流水の総窒素濃度が1リットル当たり10ミリグラム以下又は総磷濃度が1リットル当たり1ミリグラム以下の機能を有するもの）の設置を促進する。

イ 浄化槽の適正管理（清掃・保守点検・法定水質検査）に関する啓発

(ア) 町会回覧によるリーフレットの配布及び市ウェブサイトにより周知を行う。

(イ) 広報紙にて浄化槽に関する特集号を掲載し、維持管理等の必要性について周知を行う。

(ウ) 本市合併処理浄化槽設置補助金を受けて設置された浄化槽については、法定水質検査を受けていない管理者に対し、戸別訪問等により指導を行う。

(2) 一般廃棄物処理業（し尿・浄化槽汚泥）及び浄化槽清掃業許可方針

ア 収集運搬業の許可

(ア) し尿収集運搬業の新規許可

新規の収集運搬業は、許可しない。

(イ) 浄化槽汚泥収集運搬業の新規許可

新規の収集運搬業は、許可しない。

(ウ) し尿・浄化槽汚泥収集運搬許可車両の増車

し尿・浄化槽汚泥収集運搬許可車両の増車は認めない。ただし、し尿収集運搬許可車両からの転換はこの限りではない。

イ 浄化槽清掃業の許可

下記項目がいずれも整っている場合に限り許可をする。

- (ア) 自ら浄化槽清掃業務を実施する。
- (イ) 市原市内に営業所を有している。
- (ウ) 浄化槽清掃に伴う発生汚泥の収集運搬を浄化槽汚泥収集運搬許可業者が行う。

別表－１

ごみ収集日程表

地区	No.	燃やすごみ	燃やさないごみ	資源物	収集区域
市 原	1	月・水・金	第１週の木	火	八幡海岸通、八幡浦１～２丁目、八幡（村田川右岸の一部を除く）、八幡北町１～３丁目、八幡石塚１～２丁目、五所（ザ・ガーデンアイル）
	2	月・水・金	第２週の木	火	菊間、古市場、草刈、若宮１～７丁目、八幡の一部（村田川右岸の一部）
	3	月・水・金	第３週の火	木	五所、旭五所、東五所、西五所
	4	月・水・金	第４週の火	木	郡本、郡本１～６丁目、藤井１～４丁目、山田橋、山田橋１～３丁目
	5	火・木・土	第２週の金	月	能満、門前、門前１～２丁目、市原、山木、大厩、辰巳台東１～５丁目、辰巳台西１～５丁目、菊間（弁才天町会）
五 井	1	月・水・金	第１週の火	木	五井海岸、五井、五井中央西１～３丁目、五井金杉１～４丁目、五井中央南１丁目
	2	月・水・金	第２週の火	木	国分寺台中央１～７丁目、東国分寺台１～５丁目、西国分寺台１～２丁目、南国分寺台１～５丁目、北国分寺台１～５丁目、西広、西広１～６丁目、加茂、加茂１～２丁目、根田１～４丁目、山田橋２丁目（共栄町会）
	3	月・水・金	第３週の火	木	岩野見、西野谷、君塚、君塚１～５丁目、白金町１～６丁目
	4	月・水・金	第４週の火	木	平田、五井中央東１～２丁目、五井東１～３丁目、更級１～５丁目、五井（五座目町会）
	5	火・木・土	第１週の金	水	町田、今富、引田、神代、十五沢、小折、西野、柳原、村上、惣社、根田、諏訪１～２丁目、惣社１～５丁目
	6	火・木・土	第３週の金	水	五井南海岸、青柳、青柳１～３丁目、青柳北１～４丁目、松ヶ島、松ヶ島１～２丁目、松ヶ島西１丁目、岩崎、岩崎１～２丁目、岩崎西１丁目、玉前、玉前西１～３丁目、出津、出津西１丁目、飯沼、島野、野毛、廿五里、海保、五井西１～７丁目
姉 崎	1	月・水・金	第３週の木	火	姉崎海岸、椎津、姉崎、姉崎西１～３丁目、姉崎東１～３丁目

姉 崎	2	月・水・金	第4週の木	火	片又木、迎田、畑木、柏原、白塚、今津朝山、千種 1～7丁目、青葉台1～8丁目、姉崎（ダイヤパレス千葉青葉台町会）
	3	火・木・土	第4週の水	月	椎の木台1～2丁目、不入斗、天羽田、深城、豊成、 立野、有秋台東1～3丁目、有秋台西1～2丁目、 桜台1～4丁目、泉台1～5丁目、不入斗・迎田・ 深城（あねがさきニュータウン町会）、椎津・天羽 田（みどり町会）、椎津・深城（山谷町会）
三 和	1	火・木・土	第3週の水	金	新堀、武士、磯ヶ谷、松崎、大桶、新巻、川在、櫃 狭、土宇、二日市場、山田
	2	火・木・土	第1週の水	金	山倉、福増、海士有木、大坪、新生、権現堂、糸 久、宮原、分目、浅井小向、相川、安須、高坂、 光風台1～5丁目
市 津	1	火・木・土	第1週の金	月	久々津、潤井戸、下野、永吉、番場、押沼、瀬 又、中野、高田、高倉、東国吉、金剛地、奈良、 古都辺、喜多、犬成、大作、滝口、勝間、葉木、 小田部、荻作、神崎、山之郷飛地
	2	火・木・土	第4週の金	水	うるいど南1～7丁目、ちはら台東1～9丁目、ち はら台西1～6丁目、ちはら台南1～6丁目
南 総	1	火・木・土	第2週の水	金	佐是、妙香、奉免、牛久、皆吉、金沢、大蔵、岩、 藪、中、安久谷、米沢、真ヶ谷、宿、島田、堀越、 市場、奥野、水沢、原田、石川、江子田、下矢田、 矢田、池和田、鶴舞、田尾、山小川、平蔵、米原、 小草畑、西国吉（西国吉町会・枝町会）
	2	火・木・土	第3週の水	金	風戸、中高根、上高根、馬立、上原、南岩崎、寺 谷、栢橋、西国吉
加 茂		火・木・土	第1週の水	金	外部田、久保、駒込、山口、養老、本郷、高滝、 大和田、不入、新井、吉沢、古敷谷、小谷田、平 野、大戸、飯給、万田野、柿木台、徳氏、田淵、 月出、戸面、朝生原、石神、折津、大久保、国 本、月崎、柳川、菅野、石塚、田淵旧日竹

別表－2

ペットボトル、ペットボトルキャップ拠点回収場所一覧

地区	回収場所	ペットボトル	ペットボトルキャップ
姉崎	姉崎支所	○	○
	姉崎保健福祉センター（アネッサ）	○	○
	千種コミュニティセンター	○	○
	スーパーわかば	○	○
市原	市原支所	○	○
	菊間コミュニティセンター	○	○
	中央武道館	○	×
五井	市役所第2庁舎	○	○
	五井会館	○	○
	勤労会館（y o uホール）	○	○
	社会福祉協議会	×	○
	マルエツ 国分寺台店	○	○
三和	三和支所	○	○
	三和保健福祉センター（サンハート）	×	○
	憩の家	○	×
	道の駅 あずの里いちほら	○	○
	スーパーしげのや 光風台店	×	○
市津	市津支所	○	○
辰巳台	辰巳台支所	○	○
南総	南総支所	○	○
	スーパーガッツ 馬立本店	○	○
	T・マート（たかはし）	○	○
	吉野台ストア	○	×
	深山商店	○	○
加茂	加茂支所	○	○
	加茂公民館	○	○
有秋	有秋支所	○	○
ちはら台	ちはら台支所	○	○

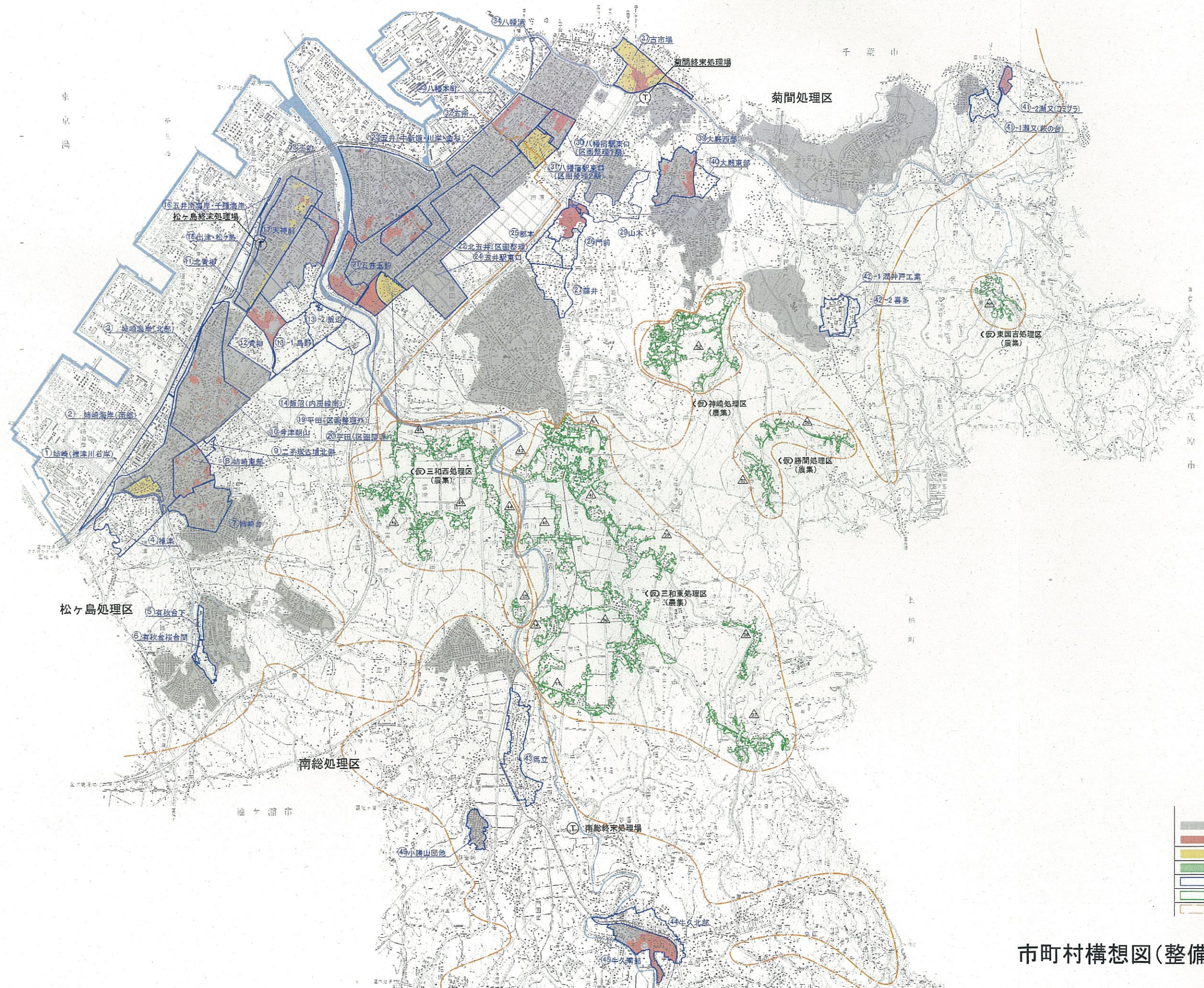
市原市汚水処理整備構想に定める公共下水道事業区域

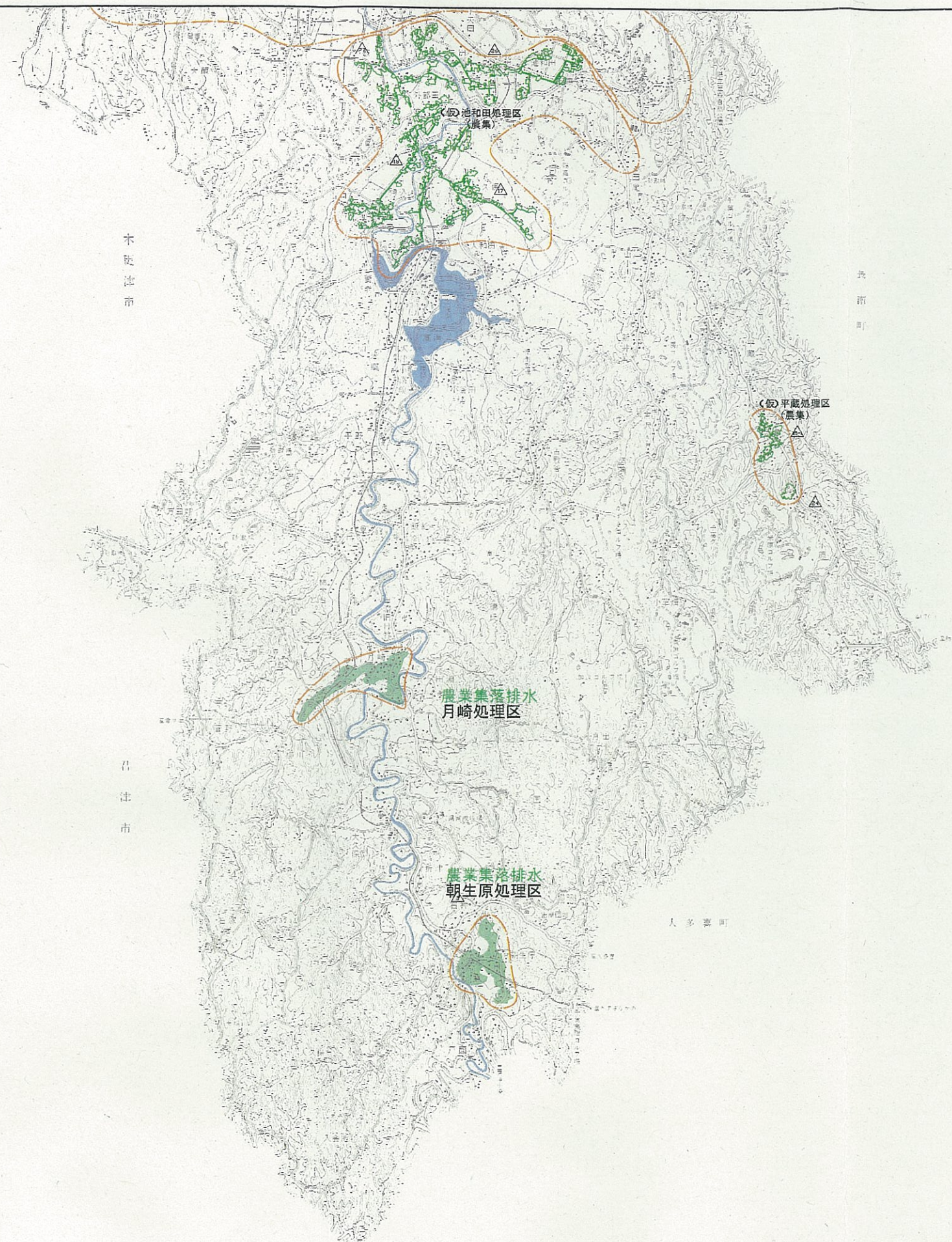
地 区	区 域
姉 崎	・「千種1～4丁目、青葉台1～8丁目、椎の木台1～2丁目、有秋台東1～3丁目、有秋台西1～2丁目、桜台1～4丁目、泉台1～5丁目、姉崎東1～3丁目、姉崎西1～3丁目」の全区域 ・「姉崎、白塚、今津朝山、迎田、不入斗、深城」の一部地域
五 井	・「青柳1～3丁目、青柳北1～4丁目、松ヶ島1～2丁目、松ヶ島西1丁目、岩崎西1丁目、玉前西1～3丁目、出津西1丁目、五井中央東1～2丁目、五井中央西1～3丁目、五井中央南1丁目、五井東1～3丁目、五井西1～7丁目、五井金杉1～4丁目、更級1～5丁目、君塚1～5丁目、白金町1～6丁目、国分寺台中央1～7丁目、東国分寺台1～5丁目、西国分寺台1～2丁目、南国分寺台1～5丁目、北国分寺台1～5丁目、諏訪1～2丁目、山田橋1～3丁目、西広1～6丁目、惣社1～5丁目、加茂1～2丁目、根田1丁目、根田4丁目、千種5～7丁目」の全区域 ・「青柳、松ヶ島、岩崎、岩崎1～2丁目、玉前、出津、岩野見、平田、五井、君塚、根田2～3丁目、島野、飯沼」の一部区域
市 原	・「八幡北町1～3丁目、八幡石塚1～2丁目、旭五所、東五所、西五所、郡本、藤井、若宮2～7丁目、辰巳台東1～5丁目、辰巳台西1～5丁目、うるいど南1～7丁目」の全区域 ・「八幡海岸通、八幡、五所、西野谷、山田橋、門前1～2丁目、若宮1丁目、市原、菊間、山木、能満、草刈、大厩、古市場」の一部区域
市 津	・「潤井戸、番場、押沼、瀬又」の一部区域
三 和	・「光風台1～5丁目」の全区域 ・「中高根」の一部区域
南 総	・「上高根、南岩崎、牛久、中」の一部区域
ちはら台	全 域

一般廃棄物（し尿）収集区域

業 者 名	地 区	大 字 名
市原企業株式会社	五 井	・ 「千種海岸、五井南海岸、五井海岸、青柳2～3丁目、青柳北1～4丁目、青柳緑地、松ヶ島、松ヶ島1～2丁目、松ヶ島西1丁目、松ヶ島緑地、岩崎、岩崎1～2丁目、岩崎西1丁目、岩崎緑地、玉前、玉前西1～3丁目、玉前緑地、出津西1丁目、岩野見、平田、五井、五井中央東1～2丁目、五井中央西1～3丁目、五井中央南1丁目、五井東1～3丁目、五井西1～7丁目、五井金杉1～4丁目、君塚、君塚1～5丁目、白金町1～6丁目、惣社1丁目、惣社4～5丁目、更級1～5丁目」の全区域 ・ 「青柳、出津、飯沼、島野、廿五里、町田、小折、柳原、村上、惣社、惣社2～3丁目、加茂、根田」の一部区域
	市 原	・ 「八幡海岸通、五所、西五所、西野谷、郡本6丁目、藤井4丁目」の一部区域
有限会社市原事業	市 原	・ 「八幡浦1～2丁目、八幡、八幡北町1～3丁目、八幡石塚1～2丁目、旭五所、東五所」の全区域 ・ 「八幡海岸通、五所、西五所、西野谷、郡本6丁目、門前1丁目、市原、菊間」の一部区域
株式会社市原防疫	姉 崎	全 域
	五 井	・ 「青柳1丁目、野毛、海保、今富、引田、神代、十五沢、西野、西広6丁目」の全区域 ・ 「青柳、出津、飯沼、島野、廿五里、町田、小折、柳原、西広」の一部区域
	三 和	・ 「福増、海士有木、大坪、新生、権現堂、糸久、宮原、分目、浅井小向、相川、新堀、武士、磯ヶ谷、松崎、大桶、新巻、川在、櫃挾、土宇、山田、安須、高坂、光風台2丁目、光風台4～5丁目」の全区域 ・ 「山倉、二日市場、光風台1丁目、光風台3丁目」の一部区域

業 者 名	地 区	大 字 名
大金興業株式会社	市 原	・ 草刈の一部区域
	市 津	・ 「下野、永吉、番場、押沼、瀬又、中野、高田、高倉、東国吉、金剛地、奈良、古都辺、犬成、大作、滝口、勝間、葉木、山之郷飛地、板倉」の全区域 ・ 「潤井戸、喜多、小田部、荻作、神崎」の一部区域
	ちはら台	・ 「ちはら台西2丁目、ちはら台西4～6丁目、ちはら台東1～9丁目、ちはら台南1～6丁目」の全区域 ・ ちはら台西3丁目の一部区域
有限会社市原中央商事	五 井	・ 「国分寺台中央1～7丁目、東国分寺台1～5丁目、西国分寺台1～2丁目、南国分寺台1～5丁目、北国分寺台1～5丁目、諏訪1～2丁目、山田橋1～3丁目、西広1～5丁目、加茂1～2丁目、根田1～4丁目」の全区域 ・ 「村上、西広、惣社、惣社2～3丁目、加茂、根田」の一部区域
	市 原	・ 「郡本、郡本1～5丁目、藤井、藤井1～3丁目、山田橋、能満、門前、門前2丁目、山木、古市場、大厩、若宮1～7丁目、辰巳台東1～5丁目、辰巳台西1～5丁目」の全区域 ・ 「西野谷、郡本6丁目、藤井4丁目、門前1丁目、市原、菊間、草刈」の一部区域
	市 津	・ 久々津、うるいど南1～7丁目の全区域 ・ 「潤井戸、喜多、小田部、荻作、神崎」の一部区域
	三 和	・ 山倉の一部区域
	ちはら台	・ ちはら台西1丁目の全区域 ・ ちはら台西3丁目の一部区域
株式会社ナンソーテック	三 和	・ 「二日市場、光風台1丁目、光風台3丁目」の一部区域
	南 総	全 域





凡 例	
	既整備区域
	公共下水道事業区域
	公共下水道事業区域(長期)
	農業集落排水事業区域
	検討単位区域
	検討単位区域(農集)
	処理区域界